

西海市週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている建設業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境の改善を図ることを目的として、市が発注する建設工事における週休2日を推進するために取り組む労務費補正等の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「週休2日工事」とは、休日が労働基準法（昭和22年法律49号）第35条に規定する休日であり、かつ、次項に規定する対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる水準に達する建設工事をいう。

- (1) 4週8休以上 現場閉所率が28.5%以上の場合
- (2) 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%以上28.5%未満の場合
- (3) 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%以上25.0%未満の場合

2 この告示において「対象期間」とは、工事の始期以降に実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置、測量等をいう。）に着手した日（以下「工事着手日」という。）から実際に工事が完成した日（以下「工事完成日」という。）までの期間をいう。ただし、次の各号に該当する期間は、対象期間に含めないものとする。

- (1) 年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）の期間
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作のみを実施している期間
- (3) 工事の全面中止を行っている期間

3 この告示において「現場閉所」とは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して下請を含めた各発注工事単位で現場や現場事務所が閉所された状態であり、かつ、対象工事の元

請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者及び元請作業員をいう。以下同じ。）が休日を取得した場合

(2) 降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止したときに、元請技術者等が休日を取得した場合

(3) 次に掲げる作業など、受注者の責によらないと判断できるもので、予定していた休日に作業を行った場合

ア 市が、作業、現場パトロール、現場見学会等を要請した場合

イ 現場内にて災害又は第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合

ウ 周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合

エ 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象となる工事は、当初設計金額4,000万円以上の市が発注する工事のうち、市が週休2日工事の対象となることを明示して発注したものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 災害復旧工事

(2) 工場製作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で、現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事

(3) 供用を控える等工期に制約がある工事

(4) その他週休2日工事を行うことが困難と判断される工事

(週休2日工事の発注方法)

第4条 週休2日工事の実施方式は、受注者希望型（市が週休2日工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日工事として工事を実施するか否かを判断し、実施する方式をいう。以下同じ。）によるものとする。

2 市は、当初設計において、積算に使用する積算基準書等に応じた別表第1から別表第6の3までに定める補正係数区分が4週8休以上の区分の補正係数を乗じて積算し発注する。

3 市は、入札公告等及び特記仕様書に、受注者希望型の週休2日工事であることを明示する。

(受注者の取組内容と市の確認)

第5条 週休2日工事への受注者の取組内容及び市の確認については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日工事の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事指示及び記録簿で監督職員に協議するものとする。この場合において、週休2日工事として実施する場合は、4週8休、4週7休、4週6休のいずれで実施するか明記するものとする。
- (2) 受注者は週休2日工事を実施する場合は、週休2日の取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し市へ提出するものとする。この場合において、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工程とその理由について市へ提出するものとする。
- (3) 受注者は、対象期間中、週休2日工事であることを現場に看板等により掲示するものとする。
- (4) 市は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む。）が適切であるか確認を行い、適切ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。
- (5) 受注者は、実施工程表等により、週休2日の取得計画の実施状況を取りまとめ、現場閉所計画・実績報告書により月1回監督職員へ報告するものとする。
- (6) 市は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）に基づき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所等の実施状況を確認する。
(積算による措置と契約変更)

第6条 受注者が週休2日工事を選択した場合において、工事完成日までの現場閉所の達成状況が4週8休以上と認められないときは、実施状況に応じて別表第1から別表第6の3までの各補正係数区分により変更契約を行う。ただし、4週6休以上が未達成の場合又は受注者が週休2日工事を選択しなかった場合は補正を減じて変更契約を行う。

2 受注者は、契約後において、当初設定された実工期が週休2日工事を実施するに当たって適切ではないと判断した場合は、必要工期を算出し、施工計画書の提出前までに工事指示及び記録簿により市に対し協議を行うものとする。この場合において、当該必要工期が適切であると市が判断したときは、

契約変更の対象とする。

(留意事項)

第7条 監督職員は、現場閉所等の前日などに、現場閉所の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

(下請業者への配慮)

第8条 受注者は、週休2日工事の実施に当たり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう配慮の上、下請業者への協力を求めるものとする。

(工事成績評価における評価)

第9条 市は、西海市建設工事成績評定要領（平成28年西海市告示第12号）により次の評価を行う。

- (1) 週休2日工事（4週6休以上の場合に限る。）が実施された場合は、工事成績評価の監督員又は主任監督員の考査項目別運用表「施工状況－工程管理」の項目〔「休日の確保」「その他（週休2日を実施）」〕にて評価を行う。
- (2) 現場閉所の達成状況に合わせ、工事成績評価調書の主任監督員の考査項目別運用表「法令遵守等」において、その実施割合に応じ、次に掲げる点数を加点する。
 - ア 4週8休以上の場合は3点
 - イ 4週7休以上4週8休未満の場合は2点
 - ウ 4週6休以上4週7休未満の場合は1点
 - エ 4週6休未満の場合は0点
- (3) 工事成績評価は評定点合計で100点を超えないものとする。
- (4) 週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（4週6休以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わないものとする。

(補則)

第10条 週休2日工事の実施について、この告示に定めのない事項については、必要に応じ、受注者及び市の協議により定めるものとする。

2 市は、第4条又は第6条の規定にかかわらず、週休2日工事を実施する方

法並びに見積及び積算に当たっての特記事項を定めることができるものとする。この場合において、市は当該内容を特記仕様書に記載するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年7月1日から施行し、同日以降に入札公告、入札執行通知又は見積執行通知を行う工事から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日に、入札公告、入札執行通知又は見積執行通知を行った工事について、入札執行及び見積執行の結果、落札者が決定しなかった工事における、この告示の施行の日以後に西海市建設工事入札制度要綱（平成17年西海市告示第93号）第8条第3項に基づき実施する入札については、なお従前の例による。

別表第1（第4条、第6条関係）

土木工事積算基準書、土地改良工事積算基準（土木工事）、治山林道必携（設計積算編）、推進工法用設計積算要領、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表を用いて積算した工事

補正係数区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

別表第2（第4条、第6条関係）

土木工事積算基準書、土地改良工事積算基準（土木工事）、治山林道必携（設計積算編）を用いて積算した工事の市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

工種名	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04

道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グレーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

別表第3（第4条、第6条関係）

港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事

補正係数区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	—	—	1.05
機械経費（賃料）	—	—	1.04
共通仮設費	—	—	1.02
現場管理費	—	—	1.03

別表第4（第4条、第6条関係）

港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事の市場単価方式による週休
2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

工種	区分	4週8休以 上
底面工		1.04
マット工 （アスファルトマット設置・ゴム系 マット設置）		1.01
支保工		1.05
足場工		1.03
鉄筋工		1.05
吊鉄筋工		1.05
型枠工		1.04
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.05

	ポンプ車打設以外	1.05
止水板工		1.05
上蓋工		1.05
伸縮目地工		1.03
係船柱取付		1.05
防舷材取付		1.05
車止・縁金物取付		1.05
係船柱撤去		1.05
防舷材撤去		1.05
車止撤去		1.05
電気防食取付		1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	陸上施工	1.05
	水中施工	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.04
ペトロタム被覆		1.05
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.05

	水中施工	1.05
かき落とし工		1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04
汚濁防止枠設置・撤去		1.03
灯浮標設置・撤去		1.04
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.01
	海上目視点検作業船なし	1.05
異形ブロック製作	型枠工	1.05
	コンクリート打設工	1.05

別表第5（第4条、第6条関係）

営繕工事の補正係数

補正係数区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
複合単価の労務費	1.01	1.03	1.05
市場単価の労務費	1.01	1.03	1.05
物価資料の掲載価格 （材工単価）の労務費	1.01	1.03	1.05

別表第6の1（第4条、第6条関係）

(建築工事の補正率)

工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正 率	改修 補正 率	新営 補正 率	改修 補正 率	新営 補正 率	改修 補正 率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工 事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリー ト		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事（シー リング）	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01

タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08

材)							
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床 材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑 化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

別表第6の2（第4条、第6条関係）

（電気設備工事の補正率）

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	新 営 補 正 率	改 修 補 正 率
配管工 事	電線管、2種金 属線ぴ及び同ボッ クス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18

	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	位置ボックス用ボンディング						
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用 (壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
設置工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票 (金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

別表第6の3（第4条、第6条関係）

（機械設備工事の補正率）

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	新 営 補 正 率	改 修 補 正 率
保温工事	配管用、ダクト用 及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト 設備	低圧ダクト、排煙 ダクト及び低圧チ ャンバー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト 付属品	既製品ボックス、 制気口、ダンパー 等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器 具 設 （ユニ ットを 除く）	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21